

第1回 多治見市特別職報酬等審議会 議事録

日 時：平成22年8月17日（火）

13：30～15：30

場 所：多治見市役所本庁舎4階特別会議室

出席委員： 牛込進委員、松本勉委員、藤井多賀子委員、坂崎田鶴枝委員、大野聖委員、田尻宣子委員、鈴木周作委員

欠席委員： 堀尾憲慈委員

事務局： 古川雅典多治見市長、土田芳則企画部長、服部知明総務部長、木村雅利人事課長、河地孝彦人事課副主幹、水野琢也人事課総括主査

13：30 開会

土田部長 多治見市特別職報酬等審議会を開催します。最初に、多治見市長からあいさつを申し上げます。

古川市長 本日は、委員の皆様には大変ご多忙の中、特別職報酬等審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

特別職の報酬につきましては、他の団体の金額、人口規模を勘案していただくと同時に、一般市民からはどういう仕事をしているか分かりづらいというようなことがあると思います。是非とも委員の皆様の活発な議論の中で、こうした特別職の報酬が現行に見合っているかどうか、しっかりとご議論をさせていただいて、答申していただきたいと思います。

多治見市長より、委員の皆様にご心よりお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

土田部長 今回の審議会でございますが、政務調査費については平成12年に開催しておりますが、報酬については平成8年以来の開催であることを申し上げます。

本日の審議会にご出席いただいております委員の皆様を人事課長が紹介いたします。

木村課長 それでは、委員の皆様を紹介させていただきます。（各委員紹介）

次に事務局を紹介いたします。（事務局紹介）

土田部長 本日の審議会の開催趣旨を人事課長からご説明します。

木村課長 まず、配布資料の1ページの「多治見市特別職報酬等審議会条例」を参照願います。

本審議会は、市長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議するため、多治見市特別職報酬等審議会条例第1条の規定に基づき設置、審議会は、市長の諮問に応じ、多治見市長及び副市長の給料の額並びに多治見市議会議員の議員報酬の額についてご審議いただくものでございます。

今回、8月1日付けで皆様を「多治見市特別職報酬等審議会委員」に本条例第3条第1項の規定に基づき、市長が任命したところでございます。そして、諮問にかかる審議が終了したとき、いわゆる市長に答申を提出したときに解任されます。

委員会の運営は、同じく配布資料の2ページの「多治見市特別職報酬等審議会運営規則」を参照願います。本日は、委員選任後初の委員会でありますので、本規則に基づき、この後、年長委員による臨時会長のもと会長の互選等、委員会運営に必要な手続きを経て審議に入っていただくこととなります。

また資料4ページにおいては、特別職の報酬等、及び報酬審議会委員の選任、審議会への提出資料等にかかる通知・通達を示しております。（通達の概要説明）

なお、本日提出しております各種資料につきましては、6ページの別記（資料項目：7項目）に準じて提出をしております。

後ほど、提出資料につきましては説明をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いします。

土田部長

それでは、特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定に基づき、会長の互選をお願いしたいと思います。慣例により、年長委員であります牛込進委員に臨時会長をお願いし、以後の議事進行をお願いしたいと思いますので、ご了承賜りたいと思います。

議長

（議長席へ）

ただいま事務局から発言がありましたように、委員任命後、初の審議会であり、会長が決まっておりますので、慣例により会長が互選されるまで年長委員であります私が臨時会長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

まず「秘密会について」を議題といたします。本審議会は秘密会とすることができませんが、本日はその必要もないと認められますので、秘密会としないことに決してよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないようですので、そのように決しました。傍聴者の入室を許可します。

それでは、議案第一号「会長の互選について」を議題といたします。会長については、どのような方法で選出したらよろしいかお諮りいたします

委員

今回の報酬審議会につきましては、市長と議員の報酬を決めるということで、大変、重要かつ責任のある審議会でありますので、多治見市商工会議所会頭であります牛込さんに会長になっていただくのが、大所高所からの判断ということではよろしいのではないかと提案させていただきます。

議長

ただいま松本委員から、私、牛込進を会長とするよう動議がございましたが、これにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

議長

全員ご異議ありませんので、私、牛込進を会長に選任することに決しました。

議長	本審議会の会長に私を選任いただき恐縮に存じます。それでは、臨時会長に引き続き、会長として議長を勤めさせていただきます。皆様方のご協力を得て、議事を進めていきたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは、ただいまから議事日程に基づき進めます。ここで、市長から本審議会に諮問書を提出していただきます。 (市長が諮問書を読み上げ、会長に諮問書を渡す。)
議長	ただいま受理いたしました諮問書の写しを委員の皆様にお配りいたします。 (諮問書の写しを配付)
土田部長 古川市長	それでは、市長はここで退席させていただきます。 お世話になりますが、よろしくお願いいたします。 (市長退席)
議長	次に、議案第二号「議事録署名委員を定めるについて」を議題といたします。 多治見市特別職報酬等審議会運営規則第9条第1項の規定により、本日の議事録署名委員を出席委員から2名以上定めることになっておりますので、議長において2名指名したいと思いますがお異議ありませんか。
委員一同 議長	異議なし。 ご異議がございませんので、議長において鈴木周作委員、田尻宣子委員の両委員を指名いたします。 次に、議案第三号「会長の職務代理者の指定について」を議題といたします。 会長の職務代理者については、松本勉委員を指名します。よろしくお願いいたします。 次に、議案第四号「会期の決定について」を議題といたします。 市長から本審議会に諮問されました多治見市議会議員の議員報酬及び多治見市長、副市長の給料の額並びに改定実施時期につきましては、本審議会でも慎重に審議しようと思いたしますと、本日1日のみでは結論が出せないと思います。会期の日数につきましては、本日のほか後2日を予定したいと思いますがお異議ありませんか。
委員一同 議長	異議なし。 ご異議がございませんので、会期については本日のほか後2日とし、次回以降の会議日程は、本日の日程終了後に調整したいと思います。
木村課長	次に、議案第五号「多治見市議会議員の議員報酬及び多治見市長、副市長の給料の額並びに改定時期について」を議題とします。 最初に事務局から提出資料について説明を求めます。 それでは、人事課長の木村から資料の説明をさせていただきます。(配付資料の確認) 最初に、1ページの多治見市特別職の給料及び議員報酬の現状と経過について説

明申し上げます。

昭和59年6月1日の改正から、改定額と改定率を示しております。直近の改正は、平成8年10月1日で、市長、副市長、議員ともに現時点の条例本則はこの金額となっており、平成8年から改正されておられません。ただし、市長、副市長については、右欄の暫定措置にありますように、財政状況等の理由から、記載の4つの期間、条例附則において減額措置を講じております。現在も、市民病院の指定管理制度移行に伴う移籍奨励金の財源措置のため、今年度中市長5万円、副市長4万円を減額しております。

なお、参考資料として、教育長（一般職）の状況も記載しております。教育長の減額措置も市長、副市長と同様であります。

次に、2ページの県下各市の給料、報酬額の状況でございます。県下全市21市の平成22年8月1日現在の特別職の給料等の状況を示しており、多治見市の数値欄は網掛けをいたしております。

なお、最上段に、岐阜県の数値を示しております。人口、給料等の月額、先ほど本市の状況を説明いたしました際と同様、本資料の欄外に注釈を加えておりますように、県下各市においてもいくつかの市で暫定措置が行われており、その額も示しております。

また、議員数に関して、人口規模によりまして地方自治法で定められております法定数と各市の条例定数及び実数を示しております。

本市は、いずれも、14市では、人口が4番目、給料等は3番目、21市の比較においても、人口が4番目、給料等が3番目となっています。

なお、土岐市・瑞浪市は、本年、この暫定措置として期間を定めて減額をされました。平均につきましては、県下14市及び県下全21市で示しております。

また、中津川市、瑞浪市が、今回の選挙から条例定数を変えておりますので、資料として付けさせていただきました。

次に、4ページ、5ページの県下各市の市民一人当たりの特別職の給料、報酬額の状況でございます。本資料は、前記2ページ、3ページの資料を各市の人口で除し、県下21市における人口一人当たりの特別職の給料等の状況を示しております。多治見市の数値欄は、網掛けをいたしております。

次に、6ページ、7ページの近隣県外人口類似等自治体における特別職の給料等の状況でございます。愛知、三重、静岡、滋賀の4県の人口類似都市及び隣の春日井市の平成22年8月1日現在の議員定数及び人口一人当たりの特別職の給料等の状況を示しております。

次に、8ページ、9ページの県下都市（14市）の減額措置を除く現行の給料等の改定状況でございます。県下14市の暫定措置を除く現行の報酬等への改定状況について、現行金額、改定前金額、改定率、改定年月日を示しております。一番最近の改定は市長、副市長では関市の副市長が22年4月の改正。これは、副市長が2人制となったことによるものと伺っております。高山市は全て21年12月の改

	正、その他議員では美濃市、羽島市、恵那市が17・18年の改正となっているところでございます。高山市については、人事院勧告を参考に改定を行っているとなっております。 なお、瑞浪、土岐市及び本市は、暫定措置で今年度改正をしております。
委員	現行の額が 改定前の額より高いところも安いところもあるのか。
土田部長	可児市、多治見市のように平成の一桁の頃に改定したところと、最近に改定したところが混ざっておりますので、改定前の額が現行より安いのは、平成の一桁の頃に改定したところでございます。
委員	今の額は、どの欄の額になるのか。
土田部長	今の額は、全て現行の額でございます。
議長	可児市は、改定前より増やしたということか。
木村課長	可児市は、平成6年に引上げております。従いまして、平成の一桁の頃の改定は引き上げ、最近のものはマイナス改定という傾向でございます。
議長	資料が分かりにくいのではないかと。
土田部長	ご指摘のとおりでございますが、各市の改定状況について、ありのままの状況を示させていただきました。
木村課長	暫定措置による対応を行ってきた市もございますが、あくまで本則の金額の直近の改定状況を示したものでございます。
議長	暫定措置とは、一時的なものか。
木村課長	そのとおりです。例えば、条例本則において金額を100万円と定めておいて、附則において「ただし、〇年〇月〇日までは90万円とする」というものです。多治見市の場合ですと、市長の任期まで、特定の目的を達成するまでという暫定のものであり、条例の附則に金額を規定しております。
議長	本審議会で答申するものは、暫定ではなく本来の額ということか。
土田部長	条例の本則の額、正式の額でございます。
議長	今までは、暫定措置で対応してきたということか。
土田部長	1ページの資料をご確認ください。 多治見市の場合ですと、市長の給料は平成8年10月から103万円でございます。それを平成12年の1月から、西寺前市長が自身の2期目の任期の終了までの間のみ97万円といたしました。その後、一度103万円に戻った後、3期目の平成15年7月から再び97万円とした後、平成16年10月から自身の任期の終了までの間88万円といたしました。それから、今年の4月からは、古川市長が市民病院の移籍奨励金の財源とするため、来年3月までの間、98万円としております。これが、暫定措置でございます。念のため申しますと、本審議会は、市長の本来の給料額103万円をどうするのかについて審議していただくものです。
議長	長期間に渡って、この審議会は開催されてなかったのか。最後に開催したのは、いつか。
土田部長	給料月額に係るものについては、平成8年10月の改定額を決めていただくため

委員

木村課長

委員

議長

土田部長

木村課長

に開催したのが最後でございます。

景気の良いときの報酬審議会は、給料を上げるための審議会であった。

補足いたしますと、議員報酬については暫定措置を実施しておりません。

市長の場合は、選挙に立候補する際の公約として、市長の給料を下げることを掲げる場合がある。当選後、公約を実行するため、自ら給料を下げている。

暫定措置ということで、審議会を開催してこなかったのか。

暫定措置であっても条例を改正することとなり、議会の議決が必要となりますので、審議会開催の必要性について研究いたしました。その結果、正式な改定ではなく暫定的なものであること、暫定的な場合については国においても開催するまでに至らないという解釈がございましたので、現在に至るまで開催をしておりません。

次に、10 ページ、11 ページの全国の類似団体における特別職の給料等の状況でございます。平成 21 年 4 月 1 日現在の最新の地方公務員給与実態調査から抽出しております。

類似団体とは、全国の市を「人口」と「産業構造」をもとに類型化したものを類似団体といっており、多治見市は、Ⅲ－3 に分類されております。これは、人口が 10 万人以上～15 万人未満、産業構造が二次・三次産業が 95 % 以上でしかも三次産業への就業人口の構成比が 65 % 以上の団体で、ここに分類される都市は全国に本市を含め 36 団体あります。本資料は、この 36 団体の最新の地方公務員給与実態調査における特別職の給料等の状況と類似団体における平均を示したものであります。

なお、Ⅲ－3 に分類される市は、県内では本市のみであります。

次に、12 ページ、13 ページの類似団体における人口一人当たりの特別職の給料等の状況でございます。本資料は、前資料を基に、給料等月額を人口で除し、一人当たりの額及び類似団体における平均を示しており、いずれも本市分は最後の欄に記載しております。

次に、14 ページの県下 21 市の財政規模調であります。多治見市をはじめとした県下 21 市の財政規模、状況等を示しております。歳出決算額、市税収入額、経常収支比率、経常一般財源比率、地方交付税額、財政力指数、人件費比率を掲げております。

用語の意味として、まず、普通会計の定義は、各地方公共団体が経理している会計区分はその区分範囲や行っている事業種類等が異なり、統一的な財政比較が困難なため、一定の基準で区分し財政統計を作成します。この会計を「普通会計」といい、本市では、この基準に基づくものが一般会計と多治見駅北土地区画整理事業特別会計を合わせたもので、普通会計の数値を掲げております。

(以下、各用語について説明)

次に、15 ページの一般財源に占める議会費の状況と推移でございます。平成 18 年 1 月 23 日に旧笠原町と合併し、平成 17 年度は旧笠原町分を含めております。平成 19 年度に選挙があり、現在の状況となっております。

	次に、16 ページの議員の活動状況でございます。この資料は、平成17年から各年の定例会・臨時会の会期と本会議日数、各種委員会の開催状況を掲げ、議員の活動状況を示しております。本数値は、本会議、委員会等の会議日数を基礎とした表ですが、議員については、これらの他、数字には出こない議員としての活動をされております。
委員	去年から日数が大幅に増えたのか。
服部部長	日数が増えた要因は、本会議の日数が多かった、臨時会が多かったことと、議会基本条例特別委員会ができ、委員会を盛んに開催したことが数値に影響していると思われます。
委員	年によって働く日数が増減するということは、1日に対する報酬の額も変わってくるということか。額が固定されていて日数が変動するということになれば、年によってまちまちということか。
服部部長	日当制という考え方に立てば、そういう考え方が生まれます。月額制と考えれば、そういう考え方は生まれないと思います。
委員	たくさん働いていただいたほうが良いと思うが、現行では働けば働くほど損をするような気がする。
服部部長	通常は、年4回の定例会と、それに付属する委員会となります。
委員	平成21年だけが特別に多かったのか。
服部部長	年4回の定例会に臨時会を加えて年8回となりました。それと、先ほど申し上げたとおり、委員会をたくさん開催されました。
委員	その委員会は、資料の日数に含まれているのか。
服部部長	含まれています。
委員	先ほどの説明にあった「含まれていない活動日数」とは何か。
土田部長	議会に登庁する以外にも、議員さんの仕事があるという意味でございます。
委員	出勤しているということか。
土田部長	行事への出席、それぞれの議員活動など、資料に示した日数以外にも活動された日数があるという意味でございます。総務部長が説明した委員会は、資料に日数に含まれております。
服部部長	資料の特別委員会の日数を見ていただきますと、平成17年から17日、17日、13日、13日と推移してきたものが、平成21年に39日にと大幅に増えております。委員会活動が活発に行われたという証だと思います。
委員	本来39日程度働くべきものなのか、13日程度で十分足りるところを39日働いたのかによって、解釈が大きく変わる。
服部部長	議会の招集権は、市長が持っております。委員会も、常任委員会が4つ、特別委員会が4つ、これが定例化しております。委員会が増えれば、活発化したということになるかと思えます。
委員	それで報酬は同じということか。
服部部長	月額制をとっておりますので、そうなります。日当制をとらない限り、金額の多

議長

寡は生じません。

最近、日当制を導入するところが出てきている。ただ、日当制で議員の活動状況を判断するのも問題である。

服部部長

日当制の是非については、また別のところにございます。

木村課長

次に、17 ページの消費者物価指数の推移と最低賃金の推移でございます。平成17 年を100とした、平成12 年以降の岐阜県及び全国の消費者物価指数を示しております。下段には、最低賃金の推移を示しております。

次に、18 ページの多治見市職員数の推移と普通会計における職員数、人件費比率の推移でございます。今年度の全職員数における職員数の減は、今年度、市民病院の指定管理者への移行に伴うものであります。

また、多治見市では、平成17 年度に平成27 年4 月1 日までの10 年間を計画期間とした定員適正化計画を策定。これに基づき職員数の削減を進めてまいりました。当初計画では、平成27 年までに917 人とする内容であり、今年度、この計画の見直し作業を行っております。

議長

全職員と普通会計の職員とは、どう違うのか。

木村課長

一般会計と各種特別会計がございますが、他市との比較をするため普通会計という定義がございます。多治見市の場合は、一般会計と駅北会計をもって普通会計としており、一般会計と駅北会計の職員の合計が普通会計の職員数となります。普通会計の職員数に、国保会計等の特別会計の職員を含んだ職員数が全職員数となります。

委員

水道のような公営企業の職員を除外しているということ。

木村課長

各市を比較するために、特殊なものを除いたものでございます。

委員

何と何が普通会計なのかが分からないから、分かりにくい。

木村課長

水道等、企業会計や駅北以外の特別会計は除いてあります。

議長

実際には給料を払っている全職員数で見る必要がある。

木村課長

次に、19 ページの一般職の平均給料月額と一般職給料改定率の推移でございます。本市職員の各職位別の平均年齢、平均給料月額、最高支給額を記載しております。

なお、平成18 年4 月の給与構造改革によって、給料月額が大幅に減額になりました。最高支給額が給料表最高号級額上回っているのは、この給与構造改革に伴う経過措置として平成18 年3 月の給料月額が保障される制度となっているためであります。

多治見市の一般職職員の給料の改定等は、人事院が民間事業所の状況を調査し、官民格差を人事院勧告という形で毎年8 月に勧告し、これを受け、国家公務員の給与等が改正されるのに準拠して改定を行っております。その改定状況の平成9 年以降の推移を示しております。この間、職員については、平成18 年に官民格差等とは別に給与構造改革によって平均4.8%（中高年齢層は7%）の引き下げを行っており、これを含むと、対平成8 年比較ではマイナス8.16%となっています。

	給与構造改革を除きますと、マイナス3.36%となります。
	なお、今年度の人事院勧告は、55歳以上の高年齢者層に対し一律1.5%の引き下げ等の内容が勧告されています。
議長	民間企業の場合、特別職のような方を先に下げて、それに準じて一般職員の給料を下げるということをやるが、職員と特別職は関連がないのか。
土田部長	人事院は国家公務員の給与を勧告するものであり、地方自治体においては人事委員会がその役割を担います。しかし、多治見市の規模では人事委員会がございません。よって、人事院勧告を基に一般職員の給与改定を行っております。
	特別職については、そのような決まりがなく、本審議会において市民の皆様の意見を伺ったうえで、議会に諮って決めるということになっております。
議長	このように、特別職と一般職では、改定のルールが異なっております。
	ここのところが納得しにくいところである。職員の皆さんだけが給与を下げられ、犠牲を払われている中で、特別職は別だということが納得できない。
土田部長	特別職についても人事院勧告と連動させている自治体もございます。
議長	一般企業ですと、社長が30%下げたのならば、末端の社員は3%下げるというやり方をするのが普通である。ところが、行政の場合は、そこが全然違う。
木村課長	最後に、20ページのラスパイレス指数の推移と県下の状況であります。ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給額とを、学歴別、経験年齢別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100とした指数であります。本市におけるこの指数の推移と県内21市のラスパイレス指数と、県内における指数の高いほうからの順位が示してあります。多治見市のラスパイレス指数は、95.6であり、県内で12番目となっております。
	なお、全地方公共団体の数値は、平成20年4月1日現在が98.7、平成21年4月1日現在が98.5となっており、平成16年から6年連続で国家公務員を下回っております。
議長	以上で、簡単ではございますが、提出資料の説明とさせていただきます。
	これは月額給料であって、賞与は含んでいない。賞与は、どのようになっているのか。
水野総括主査	賞与は、人事院勧告、一般職員に準じて変動させております。平成21年度の場合ですと年間4.1月でございます。
議長	職員も4.1月ということか。
水野総括主査	職員は4.15月で、市長等は4.1月で、0.05月の差がございます。
委員	口頭ではなく、次回の会議に資料として提出していただきたい。
議長	それでは、事務局に資料の提出をお願いする。
委員	報酬を決める際、他市と比較しなければならないが、その市の財政状況が重要だと考える。それぞれの自治体で収支が異なり、税収がなかなか上がらない状況の中で、これから先をどのように見通しているのか。今後5年ぐらいの見込みの資料があり、その予測資料を見ると、ずっと下がってきている。このよ

	うな状況で、他市と比べる手法により、高い給料に決まってしまっては困る。 今後どのような見通しを立てているか、人口・税収はどう変わるのか、企業誘致によって税収は上がるのか、今後 5 年間ぐらいの見通しが分かる資料を提出していただきたい。
服部部長	本市は、4 年間の中期財政計画がございます。
議長	それでは、その資料を提出していただきたい。
委員	今回は、議員の政務調査費は対象外か。報酬のみの諮問ということか。
土田部長	政務調査費は、今回諮問しておりません。
議長	その辺りについても言及したいところだが、本審議会において意見を述べても良いのか。
土田部長	平成 12 年度に、当審議会に諮問させていただき、年間 25 万円という答申をいただき、そのまま現在に至っております。 今回は、25 万円を変更しようという考えがございませんでしたので、政務調査費については諮問しておりません。
議長	特別職について議論する本審議会においては、政務調査費について議論しても構わないのではないか。
土田部長	議論していただくことは構いませんが、答申に含めることはできません。
委員	国会において、国会議員が歳費を日割りにして返納したが、本市の特別職はどうなっているのか。
土田部長	市長については、4 月 30 日から任期が始まりますので、4 月分の給料は日割りで 1 日分を支給しております。 議員については、5 月 1 日から任期が始まりますので、日割りの問題は生じておりません。
水野総括主査	議員報酬については、実態としては日割りの問題は生じておりません。しかし、報酬を日割り計算する制度がございませんので、任期が月の途中から始まる場合でも、報酬は満額支給いたします。
委員	それは、日割り計算すると条例に定めればできるものと理解してよいか。
木村課長	そのとおりです。
委員	議員は選挙によって決まるので、今後、日割りの問題は生じる可能性がある。
議長	議員報酬もさることながら、議員定数についても検討する必要があると思う。そんなに大勢いる必要がない。他市との比較でいうと、24 名という議員定数は多くはないが、他市との比較を考えなければ議員定数はもっと減らせるのではないかと思う。報酬等の問題の前の問題とは思いますが。 18 ページの資料によると、多治見市は職員の人数は大きく削減してきているようだが、これに議員の人数は含まれているのか。
土田部長	議員は含まれておりません。正規職員の人数でございます。
委員	嘱託員や臨時職員を加えれば、大きく異なるのではないか。正規職員の穴埋めのために、臨時職員がたくさん雇用されている。

議長	臨時職員を含んだ職員数が分かる資料が見たい。
	それから、市長や議員を含んだ人件費が分かる資料も見たい。
委員	多治見市の財政の状況はどのようなか。土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市と比較してどのようなか。多治見市は、児童の医療費の無料化が遅れているようだが、財政に余裕がなくて出来ないのか、それとも財政に余裕があってもやらないのか。
土田部長	14 ページの資料にあるとおり、財政規模は人口に概ね比例しております。何をもって財政力が強いとするかは、様々な指標がございます。例えば、人口規模では 4 番目だが、市税収入は 5 番目となっております。 また、経常収支比率、これは毎年の決まった経常経費の割合ですが、割合が低いほうが財政に弾力性があるといえます。多治見市は良い数値となっております。 それから、地方交付税と財政力指数でございますが、財政力指数が「1」を超えると財政力が強いとされており、地方交付税の不交付団体となります。各務原市、可児市は、財政力が強いといえます。多治見市の数値は、7 番目となっております。 このように、財政力を判断することは非常に難しいわけですが、先ほど申された医療費の無料化については、各市の方針もあります。例えば、以前、乳幼児医療の通院分の無料化が岐阜市と多治見市のみが遅れたことがございました。そのとき財政力が弱くても無料化している市もございました。財政力の強い・弱いではなく、各市の事情が大きく影響していると思われま。 また、多治見市の乳幼児医療の無料化が遅れたからといって、多治見市の福祉施策全体が遅れているということは言えません。これは、政策の選択の問題だと思っております。 例えば、多治見市において乳児医療の通院分の無料化を中学生まで延長した場合は、1 億数千万円必要となり、経常収支比率が高くなり、投資的経費に回せるお金が減り、財政の硬直化が進みます。
委員	財政状況が悪いにもかかわらず、特別職の給料が、財政状況が良い市と同じというのは問題ではないか。
	月給制ということは、1 年間の勤務日数を考えれば、かなり高い給料をもらっていることになると思う。しかし、例えば宮崎県の口蹄疫の場合などは、市長は四六時中働いているが、それでも給料が同じである。
委員	そのような場合は、何らかの手当が支給されるのではないか。
土田部長	特別職は、給料のほかに賞与と通勤手当のみが支給されるため、何も手当は支給されません。
委員	職員には支給されるのか。
土田部長	職員には支給されます。
議長	職員には何が支給されるのか。

土田部長	職員には、賞与の他、通勤手当、住居手当、扶養手当といった民間企業と同様のものです。あと、管理職以外には、時間外勤務手当を支給しております。このような手当が、賞与と通勤手当を除いて、特別職にはございません。 議員さんには、賞与のみしかございません。
委員	議員の報酬については、名古屋においても活発に議論されている。報酬の内容が、働いたことに対する報酬ということであれば、労働に対する対価ということで問題ないと思う。 議員以外の市長、副市長、議長、副議長について異論はない。議員については、普通に仕事をされていて、職業ではなく名誉のために議員をされている方もあれば、議員を職業としている方もみえる。いわゆるセカンドジョブ、名誉職として議員をされている方もいる中で、議員の中から報酬に関する意見は出てこないのか。
服部部長	議員さんが自らの報酬額について意見することは、議員さんにとって難しいことです。ですから、議員サイドから意見が出されることは無いと思います。 仮に議員報酬を小額にしたとすると、例えば地方議会で議員活動をしたい、自分のライフワークにしたいという議員が現れたときに、ある程度の月額報酬、生活費が保証されないと議員になれないことになります。つまり、議員になる機会が無くなってしまいます。 2 つ以上の仕事をしている方については、それはそれで仕方ないことだと思います。 申し上げたいのは、地方議会において市民のためにと選挙に出られる方が、それだけで食べていけるだけの金額かどうかということです。現に、多治見市議会においても、職業が議員のみの方が何人もみえますので、そこは考える必要があると思います。
委員	もちろん民主主義の観点から、色々な方に発言の機会を与えるということは賛成である。ただ、生活のためとなると、絶対に下がらない。志の問題かもしれないが、自身の報酬を下げることは行わないのではないか。 ただ、財政のことを十分理解されている議員の皆さんであれば、自ら報酬を減額するといった意見が出るのではないか。
服部部長	先ほど日当制の話が出ましたが、日当制、出た日数分の報酬であれば、生活していくことはできないと思われます。志があっても、生活していくことができません。
委員	議員さん自身から、自らの報酬に関する動きが起こる必要があると考える。
服部部長	議会サイドから、議員の報酬をいくりにすべきという意見が出しにくいと思います。
委員	議員報酬が議会で議決するものである以上、議員に、議員報酬をいくりにすべきか意見を求めることは不可能である。それは理想論かもしれないが、皆さんが議員になりたいという夢が無くなってしまう。お金持ちと暇のある人しか

	議員になれないことになる。誰でも議員になれる機会を与えているのが今の制度である。
委員	生活確保ということになれば、財政状況に関わらず、一定以上の金額は保証しなければならなくなる。その結果、財政状況に関係なく金額が決まってしまう。 しかし、先ほどからの議論のとおり、財政状況によっては、金額を増減させるべきである。 この２つを、分けて考える必要がある。
議長	トータルで支出を減らすことを考えれば、議員数を減らすという方法もある。しかし、これも議員から提案されることはない。市民から声を上げなければならぬ。
服部部長	平成 18 年 1 月 23 日に笠原町と合併したことにより、旧笠原町の人口約 1 万 1 千人が増えました。その際、議員定数を増やすという議論もあり得たかと思いますが、合併前の議員定数 24 人を増やさず次の選挙を実施しました。 これは、実質的な議員定数削減であると議員サイドは考えていると思います。
議長 委員	それは、今までの延長線上の話であって、考え方を変えなければいけない。 議員数が増えてしまっただけでは、合併した意味が無い。 ただ、一足飛びに議員数を減らしてしまっただけでは、民意が反映されにくくなってしまう。
委員	多治見市全体が一つの選挙区になっているので、議員数を減らすと、人口の多い地域の議員が当選することになる。それでは、民意が反映されない。小選挙区制、ブロック制にすれば、議員数を減らすことも可能だが、現状では難しい。
議長	今日は、事務局側の説明を聴くこととし、次回から本格的な議論を行う予定だが、まだ発言の無い委員から発言をいただきたい。
委員	一般的なサラリーマンの妻としての意見だが、どこの企業も今は残業を減らせ、月給を減らせという状況で、実際に給料が目減りしている。今回、市長と議員の給料を初めて知って、率直な感想としては高額だと感じた。 市長や議長が、どれだけ忙しいのか、どれだけ仕事をしているのかが一般市民には分からない。商工会議所会頭、ＪＣ会長、ＰＴＡ連合会長など、ボランティアでやっている方がいる中で、セカンドジョブの議員報酬が高額であれば、納得できない市民も多いのではないかと。
委員	私も給料は半分くらいかと思っていた。市の財政、仕事量など分からないことが多いが、一般的な感覚では高額だと感じる。ただ、全国の市も同程度であるので、それ位なのかとも感じた。
委員	「責任料」という考え方もある。何かあったときは、長として責任を取らなければならない。

委員	特別職の仕事は分かりにくい。しかし、責任の重さ、トラブル発生時の対応など、一般職とは比較にならないほど大変である。そういう面からも、市長も議員も、民意を得て当選された方なので、金額は適当だと感じる。仕事の内容の問題であって、100 万円だから高い、50 万円だから安いという問題ではない。 市の財政状況が許すのであれば、200 万円でも良いのではないか。市長は、民意を得て選ばれた者であり、市を代表する、市を運営する責任がある。その責任を考慮すれば、高額となるのは必然である。 それより、市長も議員も自らの活動をもっと市民にアピールしていただいて、市民が給料を安いと感じるようになることのほうが重要ではないか。 財政状況から削減する必要性は感じるが、本来であれば市政に関わる議員には、もっとたくさんの報酬を支払って、もっと頑張ってもらいたい。
委員	議員報酬は、43 万円ぐらいと思っていたが、49 万円であった。政務調査費も支給されるので、もう少し小額でも良い。しかし、議員報酬を減らすことができないのであれば、議員定数を減らすべきである。
委員	一般の経済情勢が厳しい中で、統一地方選を前に、市民は市長、議員の給料に注目する。その中で、本審議会の役割の重さを改めて感じている。 特別職には、できる限り奉仕の精神でやっていただき、生活費という面も考慮し、両者のバランスを考える必要がある。
議長	あと 2 回、審議会を開催する予定だが、最終的に答申を出す必要がある。今日は色々な意見が出たが、各委員は考えをまとめておいていただきたい。 それから、審議会から事務局に依頼した資料を確認したい。
水野総括主査	次回の審議会に向けて作成する資料は、 ・ 中期財政計画（人口推計、企業誘致の税収への影響） ・ 特別職の期末手当月数の推移、期末手当額 ・ 臨時職員を含んだ職員数の推移 ・ 議員数の推移 でございます。
委員	資料は、事前に送付していただきたい。
木村課長	了解いたしました。お届けいたします。
議長	本日の会議はこの程度にとどめ、次回の会議においては本日の議論、資料等を参考に答申に向けての方向性について議論したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、次回及び次々回の日程について調整したいと思います。（日程調整） それでは、次回は 9 月 29 日午後 2 時 30 分から審議会を開催します。 次々回は、10 月 13 日午後 3 時からの予定としたいと思いますので、皆様予定をよろしくお願いいたします。 なお、会場等、詳細については、改めて事務局から通知しますのでよろしく

お願いします。

本日の会議は、これに散会いたします。